安城市の福祉に関するアンケート調査 ご協力のおねがい

現在、安城市では、誰にとっても住みやすいまちづくりのために、福祉の充実に向けた 計画づくりをすすめています。

このアンケート調査は、無作為に選んだ18歳以上の市民の皆様から、障害のある人や 福祉などについてのご意見をお伺いし、計画づくりの参考にさせていただくことを目的と しています。

なお、この調査は無記名で実施し、ご記入いただいた内容については、統計的に処理しますので、個人の情報が特定されることや目的以外に使用することは一切ありません。 安城市がよりよいまちとなるよう、ご協力をお願いいいたします。

令和7年11月 安城市長 三星 元人

記入にあたってのおねがい

- 1 回答は、質問番号の順に、鉛筆か、黒または青のボールペンで、回答の番号に〇をつけてください。質問によっては文字・数字を記入するものもあります。
- 2 答えたくない質問には、無回答のまま、次の質問に進んでください。
- 3 特に指示がない場合は、アンケートの記入時点の状況で回答してください。
- 4 記入したアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、12月19日(金)までにポスト に入れてください。(切手を貼る必要はありません。)
- 5 このアンケートは、パソコンやスマートフォンからでも回答できます。次のアドレスまたは左下の二次元コードを読み取って、回答してください。(パソコンやスマートフォンで回答した場合、この調査票を郵送しないでください。)

【回答 URL】



このアンケートについてわからないことがありましたら ご連絡ください。

安城市役所 福祉部 障害福祉課 障害福祉係 電話 0566-71-2225 FAX 0566-74-6789

あなた自身についておうかがいします

問1 あなたの年齢をお答えください。(数字を記入)

歳(令和7年11月1日時点)

問2 あなたの性別をお答えください。(Oは1つ)

1. 男

2. 女

3. 回答しない

問3 あなたの職業をお答えください。(Oは1つ)

- 1. 農業
- 2. 自営業(卸小売業、製造建設業、会社役員を含む)
- 3. 会社員など(パート・アルバイト、公務員・教員を含む)
- 4. 学生・専門学校生
- 5. 家事専従(専業主夫・主婦など)
- 6. 無職・その他

障害のある人との関わりについておうかがいします

問4 あなたの身近に障害のある人がいますか。または、これまでにいたことがありますか。(Oは いくつでも)

1. 家族など身近な親せきにいる(いた) 2. 学校にいる(いた)

3. 自分の職場にいる(いた)

4. 仕事の関係(「3.」以外)にいる(いた)

5. 隣近所にいる(いた)

6. 趣味などの活動にいる(いた)

8. 身近にいたことはない

7. その他()

障害のある人への差別・権利擁護についておうかがいします

問5 世の中には、障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。 (0は1つ)

1. あると思う

2. 少しはあると思う

3. ないと思う

4. わからない

[※]平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いが禁止されています。

問6 5年前と比べ、障害のある人への差別や偏見は改善されていると思いますか。(Oは1つ)

- 1. かなり改善されていると思う 2. ある程度は改善されていると思う
- 3. あまり改善されていないと思う
- 4. ほとんど改善されていないと思う

5. わからない

問7 障害のある人への理解を深めるため、どのようなことが大切だと考えますか。(Oはいくつ でも)

- 1. 子どもの頃から障害のある人との交流機会を増やす
- 2. イベント、スポーツ、ボランティアなど障害のある人との交流機会を増やす
- 3. 障害者施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進
- 4. 学校で障害について学ぶ機会を増やす
- 5. 家庭で障害について学ぶ機会を増やす
- 6. 障害に関する講演会や学習会の開催
- 7. 広報紙、新聞などを活用した広報活動の充実
- 8. 障害のある人の社会参加
- 9. その他()

障害のある人の地域生活についておうかがいします 4

問8 障害のある人にとって安城市は住みやすい地域だと思いますか。(Oは1つ)

- 1. 住みやすいと思う
- 2. やや住みやすいと思う
- 3. やや住みにくいと思う
- 4. 住みにくいと思う
- 5. わからない

問8-1は、問8で「3」または「4」(住みにくい)を選んだ方にお聞きします。

問8-1 住みにくいと思う理由は何ですか。(Oはいくつでも)

- 1. 地域住民の理解が少ない
- 2. 道路や施設などの整備が遅れている
- 3. 生活するうえでの支援サービスが少ない 4. ボランティアなど支援者が少ない

5. その他(

)

問9 国は施設や病院にいる障害のある人が地域での生活に移行すること(地域移行)を推進して いますが、地域の理解はどの程度進んでいると思いますか。(Oは1つ)

1. 進んでいる

- 2. 多少は進んでいる
- 3. あまり進んでいない
- 4. 進んでいない
- 5. わからない

問 10 障害のある人が地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。(Oは いくつでも)

- 1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること
- 2. 障害のある人に適した住居の確保
- 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
- 4. 生活訓練などの充実

5. 経済的な負担の軽減

6. 相談対応などの充実

- 7. 地域住民などの理解
- 8. コミュニケーションについての支援
- 9. 外出する際の同行や移送するサービスの充実
- 10. その他(

)

障害のある人への手助けについておうかがいします 5

問 11 あなたは、これまで障害のある人の手助け(身内や業務として関わる場合を除く)をしたこ とがありますか。(Oは1つ)

1. ある

2. ない ⇒問11-3へ

問 11-1、問 11-2 は、問 11 で「1. ある」を選んだ方にお聞きします。

問 11-1 それはどのような気持ちからですか。(Oはいくつでも)

- 1. 身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから
- 2. 近所付き合いや友人付き合いのため
- 3. そうすることが当然と考えているから
- 4. 困っている人の世話をするのが好きだから
- 5. 将来、自分も障害を持つ可能性があるから
- 6. なんとなく
- 7. その他()

問 11-2 あなたが実際に行った手助けは何ですか。(Oはいくつでも)

- 1. 階段などで手をかしたり、車いすを押した
- 2. 荷物を代わりに持ったり、高いところの物をとったりした
- 3. 身のまわりの介助(着替え、食事など)をした
- 4. 外出時の付き添いや車での送迎をした
- 5. 家事のお手伝いをした(掃除、洗濯、調理など)
- 6. 日常の見守りや話し相手をした
- 7. 急病や災害などの緊急時の手助けをした
- 8. 代わりに電話をかけたり書類を書いたりした
- 9. 聞こえない・聞こえにくい人のために手話や文字、身振りなどで伝えた
- 10. 見えない・見えにくい人のために朗読活動を行ったり点字で伝えたりした
- 11. その他(

問 11-3 は、問 11 で「2. ない」を選んだ方にお聞きします。

問 11-3 それはどうしてですか。(Oはいくつでも)

- 1. これまで機会がなかった 2. 自分にとって負担になるような気がした
- 3. どうすればよいかわからなかった 4. お節介になる気がした
- 5. 専門の人や関係者に任せた方がよいと思った
- 6. 特に理由はない
- 7. その他(

問 12 今後、障害のある人の手助けをしたいと思いますか。(Oは1つ)

- 1. 現在していて、今後も続けたい 2. 機会があればしてみたい

3. したいと思わない

問 12-1 は、問 12 で「1」または「2」を選んだ方にお聞きします。

問 12-1 どのような手助けを今後したいですか。(Oはいくつでも)

- 1.階段などで手をかしたり、車いすを押したりする
- 2. 荷物を代わりに持ったり、高いところの物をとったりする
- 3. 身のまわりの介助(着替え、食事など)をする
- 4. 外出時の付き添いや車での送迎をする
- 5. 家事のお手伝いをする(掃除、洗濯、調理など)
- 6. 日常の見守りや話し相手をする
- 7. 急病や災害などの緊急時の手助けをする
- 8. 代わりに電話をかけたり書類を書いたりする
- 9. 聞こえない・聞こえにくい人のために手話や文字、身振りなどで伝える
- 10. 見えない・見えにくい人のために朗読活動を行ったり点字で伝えたりする
- 11. その他(

)

障害のある人の就労についておうかがいします

問 13 障害のある人にどのような就労支援が必要だと思いますか。(Oはいくつでも)

1. 通勤手段の確保

- 2. 勤務先のバリアフリーなどの環境整備
- 3. 短時間勤務や勤務日数などの配慮
- 4. 在宅勤務の拡充
- 5. 職場の上司や同僚の障害への理解
- 6. 職場での支援や援助
- 7. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 8. 企業が求める技術を身に付けるための就労訓練
- 9. 就労定着のための相談対応や支援
- 10. いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験
- 11. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
- 12. その他(

5

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月からは、 こ れまでの国や地方公共団体に加え、民間事業者に対しても、社会的障壁を除去するための 「合理的配慮」の提供が義務化されていますが、このことを知っていますか。(Oは1つ)
 - 1. 内容を含めて知っている
- 2. 内容は知らないが、聞いたことはある

- 3. 知らない
- ※社会的障壁とは…障害のある人が社会の中で生活したり活動したりするうえで、参加を妨げるような周りの環 境や仕組みのことです。
- ※合理的配慮とは…障害のある人がほかの人と同じように生活したり学んだり働いたりできるようにするために、 無理のない範囲で、できるだけ平等に参加できるようにすることです。

障害のある児童・生徒の教育についておうかがいします

- 問 15 障害のある児童・生徒の療育(発達支援)、教育についてどれを優先的に取り組む (継続す る) べきと考えますか。(Oは1つ)
 - 1.保育所(園)、学校、放課後児童クラブなどにおいて、障害のある子もない子も共に学 ぶことができる環境づくりの推進
 - 2. 障害に応じた療育(発達支援)や教育を専門的に行う保育所(園)や学校、放課後等デイサ ービス事業所などの充実
 - 3. 状況に応じて学ぶ場を変更できる什組みの充実
- **問 16 障害のある児童・生徒が、義務教育の期間においていきいきと成長するには、どんな取り** 組みが必要だと思いますか。(Oはいくつでも)
 - 障害の特性に応じた学習内容の充実 2.必要に応じた支援員の配置
- - 3. 障害の特性に応じた設備・備品の整備 4. 障害の早期発見・早期支援のしくみづくり
 - 5. 義務教育前後の園、学校などとの連携
 - 6. 障害の特性を理解した教員・指導員の養成及び配置
 - 7. その他()

障害のある人への虐待についておうかがいします 8

- 問 17 障害者虐待防止法において、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」とされてい ますが、あなたは、虐待を受けたと思われる(疑いを含む)障害のある人を発見した人に、 通報義務があることを知っていますか。(Oは1つ)
 - 1. 知っている

2. 知らない

障害者施策などについておうかがいします

問 18 障害のある人が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで、次のうちどれを優先 的に取り組むべきだと思いますか。(Oは3つまで)

- 5. 様々な障害に対する理解の促進
- 7. 発達障害のある人への支援
- 9. 災害時の支援体制の充実
- 11. 障害のある人に適した住居の確保
- 12. その他(

- 1. 地域における相談・支援体制の充実 2. 医療的ケアが必要な障害のある人への支援
- 3. 障害のある人の就労や就労定着の支援 4. 障害のある人の余暇活動の場や機会の充実
 - 6. 障害者差別の解消
 - 8. 障害者スポーツ・文化の普及啓発
 - 10. 障害のある人とない人との交流の機会の充実

問 19 障害のある人を支援するための様々なマークについて、知っているものはありますか。(O はいくつでも)



1. 障害者のための国際シンボ ルマーク



3. 聴覚障害者標識(聴覚障害 者マーク)



5. 耳マーク



7. オストメイト用設備/オスト メイト



9. ヒアリングループマーク



11. ヘルプマーク



13. 筆談マーク



2. 身体障害者標識(身体障害者 マーク)

)



4. 盲人のための国際シンボルマ ーク



6. ほじょ犬マーク



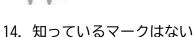
8. ハート・プラスマーク



10. 「白杖SOSシグナル」普及 啓発シンボルマーク



12. 手話マーク



自由意見 10

■安城市の障害者福祉全般についてご意見やご提案などがありましたら、ご記入ください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

記入した調査票は、同封の返信用の封筒に入れて、切手を貼らずに、

12月19日(金)までにポストに入れてください。なお、インターネットでこの調査に 回答した場合は、この調査票の郵送は不要です。

■障害のある人を支援する様々なマーク (内閣府 HP「障害者に関係するマークの一例」から引用)			
E	障害者のための国際シンボ ルマーク	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通 のシンボルマークです。すべての障害者を対象としたもので、車椅子使 用者に限定したものではありません。	
	身体障害者標識(身体障害 者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。	
~	聴覚障害者標識(聴覚障害 者マーク)	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する 車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。	
	盲人のための国際シンボル マーク	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。	
*	耳マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人 への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴 覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。	
Welcome! /・・ ほじょ犬	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。	
	オストメイト用設備/オス トメイト	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。	
	ハート・プラスマーク	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からはわかりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。	
Hearing))	ヒアリングループマーク	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。	
sos	「白杖SOSシグナル」普 及啓発シンボルマーク	白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	
+ •	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。	
41	手話マーク	聞こえない・聞こえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮 を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、 店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。	

筆談マーク

聞こえない・聞こえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、 店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。